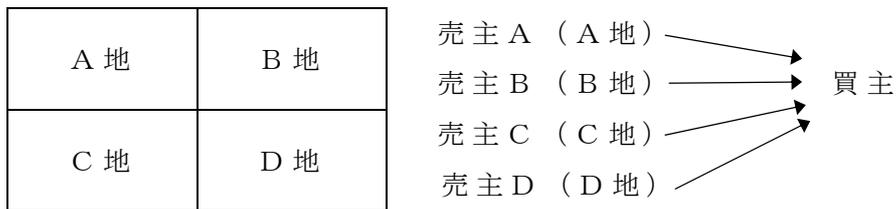


## 一団の土地取引

個々の面積は小さくても、権利取得者（売買の場合であれば買主）が権利を取得する土地の合計が一定面積以上（※）となる場合（「買いの一団」といいます。）には、個々の取引ごとに届出が必要です。

※市街化区域：2,000 m<sup>2</sup>以上、市街化区域以外の都市計画区域：5,000 m<sup>2</sup>以上、  
都市計画区域以外の区域：10,000 m<sup>2</sup>以上

### 【買いの一団】



(A 地 + B 地 + C 地 + D 地) の面積が一定面積 (面積要件) 以上 (※) の場合は届出が必要

### ■一団の土地とは

届出を要する一団の土地とは、土地利用上現に一体の土地を構成しており、又は一体としての利用に供することが可能なひとまとまりの土地で、権利取得者が、一連の計画の下に、土地に関する権利の移転又は設定を受け、その土地が面積要件を満たしているものをいいます。

この場合、取引される個々の土地が面積要件未満であっても、すべて最初の契約から届出が必要です。